

マイナス金利下の割引率の論点、再整理

— ASBJ、退職給付専門委

去る8月7日、企業会計基準委員会では第90回退職給付専門委員会を開催した。今回は前回までに審議されてきた次の3つの論点について再整理したうえで、引き続きマイナス金利の会計上の論点对応が検討された。

- 論点1…マイナス金利の状況下における金銭的時間価値
- 論点2…退職給付債務の算定額
- 論点3…退職給付債務の計算と年金資産の評価の関係

主な審議事項は次のとおり。

事実関係の整理と考察

事務局は、「①マイナス金利の経済的な性質」、「②年金資産の運用の実態」について、事実関係を整理し、考察した。

①については、今回の検討に関連する文献等から整理すると、現金の保管コスト等は通常、会計上は期間費用として処理されるため、現金の保管コスト相当部分について、負債の測定において考慮すべきではないとした。

②については、信託銀行等の関係者によると、マイナス金利下において、運用資産にマイナスの利回りの国債が含まれるこ

ともあるとのことだった。しかし、退職給付債務の計算に用いる割引率は、保有している年金資産のポートフォリオ、運用実績等を考慮して決定されないため、運用資産にマイナスの利回りの国債が含まれていても、当該割引率の決定に直接関係しないと考えられるとした。

論点の再整理

(1) 論点2

退職給付債務の現在価値は期末における安全性の高い債券の利回りを参照して測定することとされているため、「退職給付債務の測定額は、時価(公正な評価額)に近い性質を有している」、「退職給付債務は、履行価値に近い性質を有している」という2つの考え方が採り得る。

(2) 論点1

事実関係を踏まえ、負債の測定においてどのような利回りを割引率として用いるべきかにより焦点を当て再整理すると、次の2つの見解が採り得る。

見解A…企業が履行する負債の現在価値は、将来発生するキャッシュ・フローの総額を超えることはない。

見解B…企業が履行する負債の現在価値は、将来発生するキャッシュ・フローの総額を超えることがある。

※論点3について、整合性を図る必要がないとの考え方は見解Aと親和的で、図るべきとの考え方は見解Bと親和的である。

考えられる会計処理

実務対応報告34号同様、「案①利回りの下限としてゼロを利用する方法」(前記見解Aに親和的)、「案②マイナスの利回りをもそのまま利用する方法」(前記見解Bに親和的)が考えられる。しかし、①の場合にどのように補正を行うかについては、必ずしも1つの方法に定められるものではないことから、事務局より、次の代替的な案が示された。

- 案①—②…退職給付見込額のうち期末までに発生していると認められる額割引前とマイナスの利回りをそのまま利用して計算した退職給付債務の額(案②の額を比較し、退職給付見込額のうち期末までに発生していると認められる額(割引前)を期末における退職給付債務の上限とする。

この代替的な案に対しては、専門委員から、実務を制限するなどの理由で反対する声が聞かれた。

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
9月11日(月)まで (10日が休日のため)	① 源泉所得税・特別徴収住民税の納付(平成29年8月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額をあわせて納付する。
10月2日(月)まで (9月末日が土曜、10月1日が休日のため)	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(平成29年7月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人事業所税・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長(平成29年6月期) 2カ月延長(平成29年5月期) ④ 消費税確定申告(1カ月ごと)(7月期) ⑤ 消費税確定申告(3カ月ごと)(1、4、7、10月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・1月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(7月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(1、4、10月期)	②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。

各アジアエンダ決定案への対応、検討

IASB J、IFRS適用課題対応専門委員会は第16回IFRS適用課題対応専門委員会を開催した。

IFRS3号「企業結合」―事業を構成しない資産グループの取得

前回(2017年8月10日号)の取得(No.1487)情報フラッシュ参照の専門委員会、アジアエンダ決定案の内容について賛否両論があること、特にIFRS-ICが基準設定アジアエンダに追加しない理由を、「企業が報告する金額に重要な影響があると見込まれる」という証拠を得なかつたため」とする点について疑問であるという意見が聞かれた。そのため、事務局よりこの旨をコメントすることが提案された。

IAS37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」―契約が不利であるか否かを評価する際に考慮されるコスト

前回の専門委員会において、事務局は、当該論点をIAS37号の限定的な基準開発アジアエンダに加えたいと、IAS11号との整合性の観点から、IAS11号の工事契約原価に含まれるコストと同様のコストとするよ

う見直すことをIFRS-ICにコメントする案を提案していた。しかし、専門委員からはアジアエンダ決定がそのまま最終化された場合に生じ得る問題への何らかの対応を図るべきなどの意見が聞かれた。

これを踏まえ、事務局より、何らかの対応として考えられる方法について、前回案に加え、①IFRS15号が適用される取引に限定して明確化を図ること、②IAS37号が適用される不利な契約全般に対して一律に明確化を図る場合の案として、IAS37号63項・80項との整合性の観点から「直接の支出」に限定する旨をアジアエンダ決定案に明記することが提案された。

IAS28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」―共通支配下の企業からの関連会社または共同支配企業の取得

前回の議論において、アジアエンダ決定案の内容に対し賛否両論の意見が聞かれたため、事務局より、多数意見(IASBが現在進行中のプロジェクトにおいて共通支配下の企業結合の会計処理に関して結論を出すまでは、本論点についてアジアエン

日米株式市場でボラティリティの低下が鮮明である。米国のS&P500のオプションから算出されるボラティリティ指数であるVIXは一時9%台に落ち込み、史上最低レベルだ。日本でも、日経平均のオプションから算出される日経平均VIX(ボラティリティインデックス)が12%まで落ち込んでしまっている(図表)。つまり、日米の株式市場は、将来の大幅な株価変動はないとみているわけだ。

そこで、「ボラティリティの低下は株価急落の前兆だ」と警告する人がいる。なぜならば、「株価変動がなくなると、安心感が蔓延し、リスクを取るようになるから、資産価格が過大になる。そんなときに、ちょっとしたきっかけでパニック売りが起きる」と考えるからだ。これは、過去に何度も繰り返し起き

ている。現時点まで、VIX(米国のVIXも)の下落は1年も続き、異常な低レベルに達している、そろそろ大爆発が起こりそうな気はする。しかし、景気回復は長く続いているが、緩やかな回復なので、株式市場は過熱感に乏しく、急落は起こらないというのが市場の見立てだ。ただ、ボラティリティの低下はどこまでも続かないことは確かだ。とはいっても、いつ跳ね上がるかを予想するのは難しい。

裏表のハナシ 投資

アリとキリギリス



ということ、VIXやVIXの相場観は語らず、ボラティリティを利用した儲け方(別の表現では損のしかた)を紹介することでお茶を濁そう。VIXだと先物しかないが、VIXならば、少額で投資可能な上場商品がある。VIX買い(上昇に賭ける)ならば「国際ETF VIX短期先物指数(1552)」がある。逆に、売り(下落に賭ける)ならば、「NEXT NOTES S&P500 VIXインバー

スETN(2049)だ。ボラティリティに投資する場合には、損益パターンに典型的な特徴がある。たとえと、「ボラティリティ買い」がアリで、「ボラティリティ売り」はキリギリスだ。アリは、夏に働き続け、苦しい日々が延々続くが、冬の到来で報われる(損をする日々が続くが、株の急落でVIXが急上昇し、大きく儲かる)。一方、キリギリスは、何もせず、優雅な日々を満喫するが、突然、冬がやって来て、困窮する(儲かる日々が続くが、株の急落によるVIX急上昇で大損する)。アリかキリギリス、お好きなスタイルを選んでいただきたい。私は、「キリギリスにバカにされるながらも、夏の間、懸命に働き続けたアリが、冬になった瞬間、キリギリスに変身してしまい、アリに変身した元キリギリスから「夏に楽をした報いだ」と言われ、野垂れ死ぬ」というオチが好きなのだが、相場の世界ではよくある話だ……。つまり、「アリだったけど、日々の損に耐えられなくなり相場観を変え、キリギリスに変身した途端、冬が来た」ということ。

今、アドバイスをするならば、繰り返しになるが、VIX、VIXはどこまでも下がらないということだ。(三田 哉)

り、検討を進めることが提案された。

- (A) 検討に関連する可能性のあるIFRS9号に関する周辺状況を確認する。
- (B) 第35回作業部会で検討した「削除または修正」の可否を検討すべき事項の抽出の過程を確認する。
- (C) 作業部会において専門的見地から検討が必要とされた項目について具体的に検討する。

そのうえで第120回では、わが国の銀行に対する限定的な意見聴取を踏まえ、実務上の困難さについて、次のようにまとめた。

- (1) 「相対的アプローチ」
「信用リスクの著しい増大」に基づくステージ判定の基準・閾値の設定に一定の難しさがある。
- ↓ 現行の信用リスク管理に基づく信用格付や当該信用格付別のPDを活用した実務上の対応が検討されている。

- (2) 債務者単位でなく債権単位のデータ収集に難しさがある。
- ↓ 債務者単位での管理を維持しつつ、債権単位の管理を行うために、追加的なデータ整備が必要となることが課題とされている。

IFRS9号のハンドブック ント、検討—ASBJ、金融商品専門委

会計

去る8月4日と24日に、企業会計基準委員会は第119回、第120回の金融商品専門委員会を開催した。

2017年8月20日・9月1日合併号(No.1488)で既報のとおり、IASB情報要請適用後レビューIFRS13号「公正価値測定」のコメント検討およびIFRS9号「金融商品」に関するIFRSのエンドースメント手続について審議された。

公正価値測定

事務局は、情報要請で提示されている質問(金融商品部分)への対応を目的として、関係者に対してアウトリーチを実施し、コメントを検討することとしている。第119回では銀行へのアウトリーチで聞かれた意見を

もとに審議が行われ、親委員会での審議を経て、第120回で監査人へのアウトリーチを踏まえて次のようなコメント文案が示された。

(1) 質問2(公正価値測定の開示)

公正価値測定に関する開示の有用性については、ある作成者は、他社事例は事例として参考としており有用であるとした。

一方で、一部の作成者から、レベル3の公正価値測定に関する開示について、個々の開示項目の目的が明らかでなく、全体として有用性があるか、また利用者ニーズがあるか疑問であるとの意見が聞かれた。

(2) 質問3(レベル1のインパクトまたは会計単位の優先順位づけ)

ある作成者から20%未満のマインORITY出資の事例におけるいわゆるP(相場価格)×Q(数量)による公正価値測定の問題について指摘があった。

監査人からは、IASB概念フレームワーク公開草案後のIASB審議において会計単位の選択が認識と測定で異なり得ることが確認されたことを踏まえて、IASBは当該論点において会計単位の認識と測定で使い分けるべきか同一とすべきかを検討すべきと考えたとされた。

エンドースメント手続

IFRS9号の減損に関し、実務上の困難さの観点で、いわゆる相対的アプローチや将来予測的な情報の反映について検討することとされている。

第119回では、次のとお

含まれないようにするなど、経営者の恣意性を排除すること

(2) 試運転による正味の収入を取得原価から控除することを禁止することで、経営者の意図した方法で稼働可能となった後の減価償却費が過少とされる可能性を排除すること

これに対して、事務局は、本公開草案での試運転の明確化(前記(1))については同意するものの、試運転時の物品の販売収入の会計処理(前記(2))については、現行の会計基準の要求事項を支持し、本公開草案に反対する方向性を示した。

公開草案「有形固定資産—意図した使用の前の収入—IAS16号の修正案」

事務局は、本公開草案の問題意識を次の2点に整理した。

- (1) 「経営者の意図した方法で稼働可能」な状態となった時点、すなわち、試運転の終了時点の特定について、財務面の評価が

会計

マイナス金利下の割引率はどのようになる?—ASBJ

去る8月9日、企業会計基準委員会は第366回企業会計基準委員会を開催した。

今回は、主に第90回退職給付専門委員会における検討状況(いずれも今号情報フラッシュ参照)を確認したうえで、審議が行われた。

マイナス金利下での退職給付会計における割引率に関して、案①の代替案である案①—2の提案に対して、案①(見解A)、案②(見解B)のいずれとするか

についても、賛否双方の意見が聞かれている。また、「理論で詰めても、これという結論は難しいと思う。ある程度理屈で考えたらあとは決めの問題」との声もある。

来々3月からの適用を念頭に、今年中の最終化を目標とした検討が進められているが、まだ着地点はみえていない。委員からは、スケジュールを心配する声も聞かれた。

(将来予測的な情報の反映)
 (1) どのような情報をどの範囲の貸出金に反映させるべきかの識別およびその反映方法
 ↓経済全体の動向を示すマクロ経済指標、一部の業界の動向を示す業界特有の指標、個別要因を組み合わせながら信用リスクとの相関性を考慮して反映していく手法が模索されており、実務上は適宜その適切性を確認しつつ内部で作成した情報

報についても織り込む対応も検討されているが、データの整備等で実務上の困難さが見込まれる。
 (2) 偏りのない確率加重金額の測定における複数のシナリオの発生確率の決定
 ↓一定の困難さは否定できないが、過大コストや労力をかけずに利用可能な情報の範囲での対応が検討されることとなると考えられる。

会計

IFRS9号のヘンドースメントは修正なしの方向—ASBJ

去る8月25日、企業会計基準委員会は第367回企業会計基準委員会を開催した。
 今回は、第120回金融商品専門委員会における議論(今号情報フラッシュ参照)を踏まえ、審議が行われた。

IASB情報要請へのコメント

利用者、作成者、監査人へのアウトリーチをもとに、コメント文案の検討が行われた。なお、今回は情報要請ということもあり、また提出期限までの時間的制約もあることから、ASBJとして合意した意見を述べるものではなく、アウトリーチで聞かれた意見を伝えるものとして作成されている。

質問2に関しては、作成コストの高い公正価値測定に関する開示情報についても見解が求められている。この点、作成者すべてから、最も作成コストがかかるのは「期首残高から期末残高への調整表」であるとの意見が聞かれた。また、監査人からは、負担が大きい可能性がある項目として、「レベル3に区分される商品についての定量的な感応度分析」、「期中財務報告における金融商品を対象とする公正価値測定に関する開示」が指摘された。
 質問8(その他)に関しては、作成者から、公正価値ヒエラルキーの分類がインプットのみによ

って決定される枠組みに疑問が呈された。これは、インプットのみでなく評価技法の成熟度も考慮すべきではないかという指摘である。

IFRS9号のヘンドースメント手続

IFRS9号の減損に関して「相対的アプローチ」と「将来予測的な情報の反映」の2点について、実務上の困難さが識別されている。
 IFRS9号を適用した場合の実務に関する銀行の対応状況を意見聴取した結果、前記2点はいずれも、対応が検討されている最中であり、現時点で実務

上の困難さについての評価を行うことは、容易ではない。
 また、EUにおいても、前記2点について課題として識別されながら、適用上の深刻な課題とまでは認識されていない。
 これらを踏まえ、実務上の困難さはみられるものの「削除または修正」するまでには至らないとの考え方が、事務局から示された。
 結論への反対意見は聞かれなかったが、理由として「ヘンドースメント手続であることを踏まえ」と「強制される基準ではない」という点を示すべき、との意見が出された。

税務

藤田博一・新局長インタビュー

—東京国税局

7月に東京国税局長に就任した藤田博一氏は、国税記者クラブとの会見に応じ、就任の抱負等を語った。

就任にあたっての抱負

国税組織に課された使命は、国の活動を支える歳入を確保するため、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現すること」である。そのため、納税者サービスの向上に努めるとともに、善良な納税者が損をすることのないよう悪質な納税者に対して厳正な態度で



臨みたい。国際課税業務の複雑化等により人員面で必ずしも十分とはいえないが、税務行政の効率化を図り、質的な面をおろそかにしないよう取り組みたい。

重点的な施策

調査事務については、大口・

悪質事案に重点を置いた調査事務運営を基本としている。従来より、課税部の重点課題として富裕層および国際化への対応、消費税の適正課税の確保ならびに無申告への対応の4項目を掲げている。特に、税務コンプライアンスリスクの高い国際化への対応や富裕層に対する取組みに対し、優先的に事務量を確保し、従来以上に積極的に対応していきたい。

国際的な取引に対する取組み

国際的租税回避事案や国際的脱税事件に対して、あらゆる機会を通じてその実態の把握に努め、課税上問題があると認められる場合には、的確な事実認定、適切な法令の適用を行う等、深度ある調査を実施するとともに、租税条約等に基づく情報交換制度などを活用し、各国の税務当局と連携しながら、取引の実態解明に努めたい。

また、移転価格税制に関する文書化制度の円滑な実施に向けて、企業からの個別取引等に関する照会への回答や相談に積極的に取り組むとともに、企業訪問を実施し、ローカルファイルの作成状況の確認と作成のための助言等にも取り組むこととしている。これらの取組みを実施し、本制度の適切な執行に努めたい。

この20日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2017年8月4日	本部監査役スタッフ研究会「監査役監査と監査役スタッフの業務(最終報告書)」	日本監査役協会	2016年8月に公表された「監査役監査と監査役スタッフの業務(中間報告書)」について、「業務支援ツール」の見直し等を踏まえ、作成されたもの。 http://www.kansa.or.jp/support/library/staff/post-176.html	—
2017年8月9日	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部改正(案)	金融庁	2017年5月に公表されたIFRS17号「保険契約」を指定国際会計基準とするなど、所要の改正を行うもの。コメント期限は2017年9月7日まで。 http://www.fsa.go.jp/news/29/sonota/20170809.html	—

金融

年率4・0%の成長率を裏づける個人消費の伸び

内閣府が発表した4-6月期のGDP成長率は、実質で1・0%(年率4・0%)、名目で1・1%(年率4・6%)となり、6四半期連続のプラスとなった。今期の実質1・0%の伸びが目立ったのは、プラス成長を内需がけん引した点である。内需だけで1・3%、うち個人消費や民間設備投資で1・0%、公共投資が0・3%だった。ただ輸出から輸入を引いた純輸出がマイナス0・3%だったため、最終的には1・0%だった。GDPデフレ率は、マイナス0・4%(前年同期比変化率)となり、昨年7-9月期にマイナス0・1%となった後は連続してマイナスとなっている。

ちなみに、総務省統計局が公表している消費者物価指数(前年同月比)は、6月の総合指数がプラス0・4%、生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数で0%であり、直近の数カ月はマイナスになっていない。ただ消費者物価指数には企業間取引が反映されないため、経済全体がデフレか否かの判断は、実態に近いGDPデフレ率をみて判断すべきである。

このように消費者物価指数が日銀のターゲットとする2%には遠く及ばず1%にも届かないなか、GDPデフレ率はマイナスが続いているとすれば、今回の個人消費の伸びがどれだけ持続するのか疑問である。さらに民間設備投資はGDPデフレ率の示すような企業間の物価における下落基調が、マイナス要因として懸念される。一方で公共投資は、昨年

度の第2次補正予算の執行がプラスに寄与したが、現状政権内でプライマリーバランスの黒字化を主張する考え方が後退したとまではいえず、今後の見通しは不透明だ。

したがって、やはり個人消費の伸びに期待したいところで、そのためには賃金の伸びが不可欠である。ただ厚生労働省の毎月勤労統計をみても、パートの賃金は今年に入って伸びが目立つものの全体の伸びは低迷している。今後パート賃金の伸びが全体に拡大する動きとなれば、個人消費の伸びにも弾みがつきそうだ。

証券

日本株価はアメリカ離れができるか?

8月半ばを境に主要国市場で唯一、好調だった米株価の上昇に歯止めがかかった。同時に主要国の株価は一齐に調整の様相をみせ、世界はミニ同時株安に見舞われた。

米市場変動の理由は、トランプ大統領の政策姿勢に対する米国民の危機感が表面化したことである。特に白人至上主義を唱える団体と人種差別反対を唱える団体の衝突に対し、大統領は両方に非があるといった発言をしたことが、大半のアメリカ人

た米株高を推進した法人税減税構想の実現は一段と難しくなると考えられる。

しかし、こうした米国内閣政治の展開、そして今後もトランプ大統領がこれまでの政治姿勢を反省しなければ、その他の国にとつて米国内閣の株式市場の展開が見込めるチャンスとなるかもしれない。

日本市場にとつて、米株価の動向に左右されることが悩みのタネであった。最近では国際問題が緊張すると、為替相場が「有事の円高」へ振れるようになり、米株価と為替相場の二重のテコが存在して、株価の変動が激しくなる感じであった。

そうであれば、米株価がトランプリスクの表面化といった米国内の論理だけで動くとなると、米国内閣以外の国は自国の論理で株式市場が動ける余地が広がってくるのではないかと。

日本市場ではまず好転した経済実勢が素直に評価されてくること期待される。日本の実体経済では、この4-6月期のGDP成長率が年率4%と高レベルになったなかで、設備投資が年率9・9%の高い伸び率を記録したことが注目される。人手不足対策として省力機械・装置などの増加が伝えられ、最も望ましい経済成長スタイルが一步を踏み出したといえるからだ。